

## スルガV i s a クレジットカード保証委託約款（個人用）

ダイレクトワン株式会社 スルガ・キャピタル株式会社

〈本約款は、スルガV i s a クレジットカード会員規約（以下「会員規約」という。）に付随するものです。〉

### 第1条（保証委託）

会員規約に定める会員は、スルガV i s a クレジットカード（以下「カード」という。）入会後にスルガ銀行株式会社（以下「銀行」という。）に対して負担する債務（以下「カード債務」という。）につき、銀行所定の保証会社（ダイレクトワン株式会社またはスルガ・キャピタル株式会社）（以下「当社」という。）に対し連帯して保証することを委託します。

### 第2条（保証債務の内容）

会員の委託に基づいて当社が保証する債務は、会員規約第31条に定めるリボショッピングの利用代金、第34条に定めるリボショッピング手数料ならびに第38条に定めるローンサービスの融資金、第40条に定める利息、その他会員が会員規約に基づき銀行に対して負担する一切のカード債務を原債務とした連帯保証債務とします。

### 第3条（原債務の履行義務）

本会員は、会員規約に基づいて原債務を履行し、当社に負担をかけないように努めるものとします。

### 第4条（保証債務の履行）

本会員は、会員規約第19条第1項、第2項および第3項に該当したとき、当社が銀行からの保証債務の履行の請求に応じ、本会員に対する通知、催告なくして代位弁済しても何ら異議を述べないものとします。

### 第5条（求償の範囲）

当社が銀行に対して保証債務を履行したときは、本会員は、ただちに次の各号に定める金員を当社に支払うものとします。

- (1) 当社が銀行に弁済したカード債務の元金、利息、遅延損害金、手数料および費用。
- (2) 当社が弁済のために要した費用。
- (3) その他当社の本会員に対する権利の行使、債権の保全または担保の取立もしくは処分のために要した費用およびこの取引から生じた一切の費用（訴訟費用ならびに弁護士費用を含む。）
- (4) 全各号により当社が支出した金員に対して、弁済日の翌日から完済するまで年14.0%の割合による損害金。（年365日の日割計算）

### 第6条（債権の回収業務の委託・譲渡）

1. 本会員は、当社が代位弁済した債権の回収業務について第三者に委託することに同意します。
2. 本会員は、当社が本会員に対して有する債権を第三者に譲渡されても異議を述べないものとします。

### 第7条（求償権の事前行使）

当社に保証を委託した本会員が第4条に定める事由に該当したとき、当社は、事前に求償権を行使できるものとします。

### 第8条（約款の適用・変更）

1. 本約款は、本会員と銀行とのカードに関する契約関係を基礎として、本会員と当社との保証委託関係に適用されます。
2. 法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

#### 第9条（合意管轄裁判所）

会員と当社との間における訴訟その他法的手続については、訴額の如何にかかわらず、会員の所在地または当社の本店・支店・営業所所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

2020年4月現在